

平成 31 年 4 月 18 日付市長決裁

三郷市都市計画マスタープランの策定方針及び策定体制

令和元年度から2年間の予定により、第5次三郷市総合計画の策定に着手しており、これに併せて新たな都市計画マスタープランを策定します。

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成13年度を初年度とする三郷市都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を推進しているところです。

現行の都市計画マスタープランは、令和2年度に計画期間の終了を迎えます。このことから、新たなまちづくりに向けた都市計画マスタープランの策定にあたり、同時に策定する第5次総合計画や国・埼玉県の計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すものです。

また、都市計画を決定・変更する際や個別の課題・地区について検討を行う場合、まちづくりのルールを検討を行う場合の指針となるものです。

※上位計画の名称

- ・第5次三郷市総合計画
- ・草加都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2. 計画策定の根拠

都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものと位置づけられています。

3. 計画策定にあたっての視点

1) 上位計画の整理

<第5次三郷市総合計画>

第5次総合計画では、下記の視点により策定される予定です。

- ①市民の信託と参加に基づく市政
- ②健全な財政運営
- ③災害に対するリスクマネジメント
- ④国際的な視点を踏まえた取組み（SDGs）
- ⑤行政改革の推進

<草加都市計画区域の整備、開発及び保全の方針>

埼玉県が定める当該方針の基本理念は下記のとおりとなります。

①コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

駅を中心に商業・業務・医療・福祉施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、駅周辺では、周辺の住環境に配慮しつつ、中高層の都市型居住を進め、「効率的」に暮らし続ける集約的なまちに高める。

公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

②地域の個性ある発展

都市開発ポテンシャルを活かして、県の顔となるおしゃれでにぎわいのあるまちへと都市機能の集積を進める。

③都市と自然・田園との共生

身近な緑を保全・創出・活用する。

2) 都市計画マスタープラン策定の視点

都市計画マスタープランでは、総合計画の方針や県の基本理念に併せ、これからのまちづくりに必要な視点に基づき、策定していきます。

①社会経済状況への対応

市民ニーズや人口減少、少子高齢化の進展など

②都市的土地利用の整序・集約化

産業系の開発、再開発、将来道路網の構築、住宅施策など

③防災から減災への転換

都市の防災性の向上、復興まちづくりの事前の準備など

④その他社会的な課題への対応

環境負荷の軽減、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成など

4. 計画の構成及び期間

1) 計画の構成

都市計画マスタープランの構成は、都市計画運用指針に基づき「市のまちづくりの理念や都市計画の目標」、「全体構想」、「地域別構想」の3点を基本構成とします。

①市のまちづくりの理念や都市計画の目標（全体構想骨子）

都市計画の視点から将来のまちづくりの方向性を示すとともに、持続可能なまちづくりを推進するための目標等を定めます。

②全体構想

目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等を定めます。

③地域別構想

あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策を定めます。

2) 計画の期間

都市計画マスタープランは、令和3年度を初年度として20年後の令和22年度を目標年度とします。

また、第5次総合計画の目標年度である令和12年度に、又は総合計画の随時見直しに併せ、都市計画マスタープランの改訂を検討します。

○現計画の基準年次：平成13年度（2001年）【目標年次：令和2年度】

現計画の改訂作業：平成20、21年度

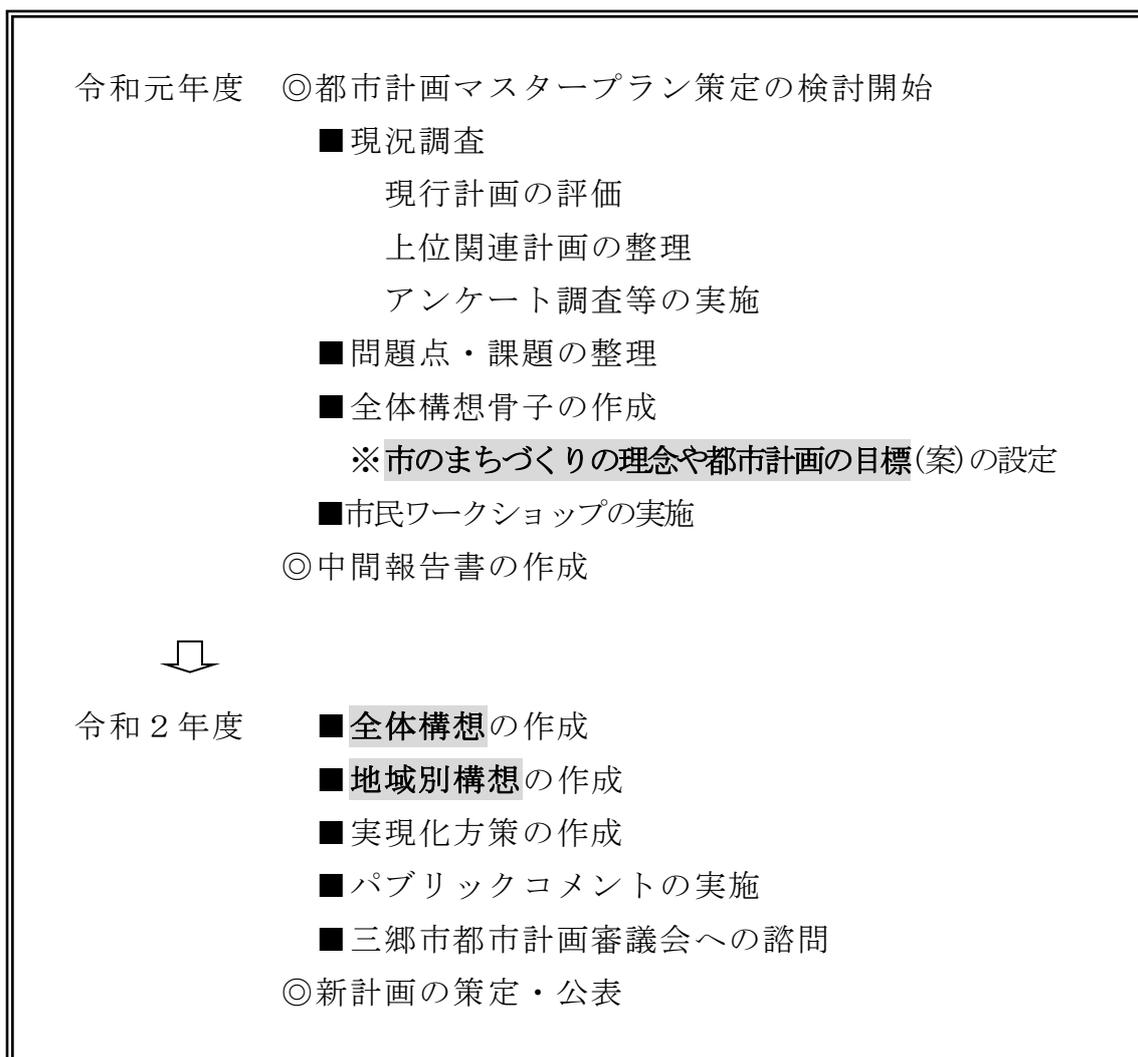
○改訂計画の基準年次：平成22年度（2010年）【目標年次：令和2年度】



新計画の策定作業：令和元年、2年度

○新計画の基準年次：令和3年度（2021年）【目標年次：令和22年度】

5. 計画策定の概要



6. 計画の策定体制

1) 諮問機関

①三郷市都市計画審議会

学識経験者、市議会議員、公募の市民により構成する「都市計画審議会」は、都市計画法第77条の2に基づき設置され、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する機関です。

都市計画マスタープランの策定段階では意見聴取を行い、マスタープラン案が作成された段階で諮問を行い、答申を受けることで、都市計画マスタープランを策定することができます。

2) 市民参加

① 三郷市都市計画マスタープラン策定協議会

広く意見を聴くため、学識経験者、関係団体、公募の市民により構成する「都市計画マスタープラン策定協議会」を設置し、同協議会の意見、助言を十分に踏まえ案を策定します。

② アンケート調査

市民意識調査の結果を参考に、市民が期待する将来のまちづくりについて、より詳しい調査を実施します。

③ 市民ワークショップ

地域別構想の作成にあたり、当該地域の実情や、住民の意見を反映するために地域別にワークショップを実施します。

④ 市民意見提出制度（パブリック・コメント手続）

都市計画マスタープランについて、パブリック・コメント手続を行い、市民から広く意見を求め、提出された意見や要望などに対して、本市の考え方を公表し、併せてマスタープランにも反映させていきます。

3) 庁内組織体制

計画策定は総合計画と密接に関わり同時期に策定することから、総合計画の組織体制を基本とし、都市計画マスタープランの内容に関わる各部課室を抽出することとします。策定チームのメンバーは総合計画と同一とします。

① 策定委員会

部長級職員による策定委員会を開催し、都市計画マスタープラン策定協議会及び都市計画審議会の検討資料となる案を策定します。

② 策定チーム

都市計画マスタープランの内容に関わる各部においてチームを組織し、策定委員会の下部組織として案の作成を行います。作成した案は策定委員会での検討資料とします。

●チームリーダー

行政職給料表 5 級以上の職員とし、策定チーム内での案とりまとめ、またチームの調整を図ります。

●計画担当者

都市計画マスタープランの内容に関わる各課室より、行政職給料表 4 級以上の職員を各 1 名選出し、計画策定にあたり、必要な作業、調整を図ります。

4) 組織体制表

別紙のとおり